

カード会員規約新旧対照表

◆ 第1章 <一般条項>

改定前	改定後
<p>第14条 (届出事項の変更・調査)</p> <p>1. 本会員は、氏名・住所・電話番号・勤務先・職業・支払預金口座・取引を行う目的・メールアドレス等に変更が生じた場合は、<u>遅滞なく所定の届出書により当社に通知するものとします。</u>なお、届出事項変更の連絡がない場合は、カードの利用停止措置をとることがあります。</p> <p>【追加】</p> <p><u>2. 本会員は、前項の氏名及び住所変更の通知を怠った場合当社からの通知または送付書類等が延着または不到着となっても当社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、変更の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。</u></p> <p>3. 本会員は、その財産、収入、信用（住民票の取得を含みます。）等を当社または当社の委託する者が調査しても何ら異議ないものとします。</p>	<p>第14条 (届出事項の変更・調査)</p> <p>1. 本会員は、氏名・住所・電話番号・勤務先・職業・支払預金口座・取引を行う目的・メールアドレス等に変更が生じた場合は、<u>次項に定める場合を除き、遅滞なく、所定の届出用紙の提出または電話・インターネットによる届出等の当社所定の方法により変更事項を届出するものとします。</u>なお、届出事項変更の連絡がない場合は、カードの利用停止措置をとることがあります。</p> <p><u>2. 氏名・暗証番号・決済口座を変更する場合その他当社が必要と認める場合には、会員は、所定の届出用紙を提出する方法により変更事項の届出を行うものとします。</u></p> <p>3. 本会員は、本条第1項及び第2項の届出がないために、<u>当社からの通知または送付書類等が延着または不到着となっても通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。</u></p> <p>4. 申込者及び会員は、<u>以下に定める事項につき、何ら異議ないものとします。</u></p> <p><u>(1) 申込者または会員の財産、収入、信用（住民票等の取得を含みます。）等を当社または当社の委託する者が調査すること。</u></p> <p><u>(2) 住民票等の取得に際し、申込者または会員の入会申込書の写し、当社の債権の状況を証する資料、その他交付条件とされた資料を行政機関に提出すること。</u></p>
<p>第18条 (費用等の負担)</p> <p>1. 会員は、支払金等の支払いに要する費用、支払いを遅滞した場合の催告に要する費用等、カード利用または本規約に基づく所定の費用・手数料を負担するものとします。但し、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としないものとします。</p>	<p>第18条 (費用等の負担)</p> <p>1. 会員は、支払金等の支払いに要する費用、支払いを遅滞した場合の催告に要する費用、<u>強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手続の費用その他公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの、</u>カード利用または本規約に基づく所定の費用・手数料を負担するものとします。但し、法令において利息とみなされる費用については、これを負担することにより法令に定める上限を超える場合は、その超過分については会員の負担としないものとします。</p>

改定前	改定後
<p>第19条 (会員の都合による退会)</p> <p>1. 本会員が都合により退会するときは、家族会員も同時に退会となります。本会員は当社所定の届出をするとともに、会員のカードを返却するものとします。この場合、当社に対する残債務がある場合は、その全額が完済されたときをもって退会したものとします。</p> <p>2. 本会員または家族会員本人の意思により、家族会員のみ退会する場合は、退会する家族会員のカードを添え、当社所定の届出をするものとします。</p>	<p>第19条 (会員の都合による退会)</p> <p>1. 本会員が都合により退会するときは、<u>所定の届出用紙の提出または電話による届出等の当社所定の方法により届出るものとします。</u>本会員が退会した場合は、家族会員も同時に退会となります。<u>この場合、当社に対する残債務がない場合は、退会の届出をもって、当社に対する残債務がある場合は、その全額が完済されたときをもって退会したものとします。</u></p> <p>2. 本会員または家族会員本人の意思により、家族会員のみ退会する場合も、<u>本条第1項に定める方法により届出るものとします。</u></p> <p>3. <u>本条第1項及び第2項により退会した場合、会員は直ちにカードを当社に返却もしくは会員が裁断のうえ破棄するものとします。</u></p>

◆ 個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

改定前	改定後																
<p>第1条 (個人情報の収集・保有・利用・提供、預託)</p> <p>会員(申込者を含みます。以下同じ。)は、株式会社井筒屋ウィズカード(以下「当社」といいます。)が、会員の個人情報(本条(1)に定めるものをいいます。)につき必要な保護措置を講じたうえで以下の個人に関する情報(以下「個人情報」といいます。)を収集し、利用することに同意するものとします。</p> <p>【追加】</p>	<p>第1条 (個人情報の収集・保有・利用・提供、預託)</p> <p>会員(申込者を含みます。以下同じ。)は、株式会社井筒屋ウィズカード(以下「当社」といいます。)が、会員の個人情報(本条(1)に定めるものをいいます。)につき必要な保護措置を講じたうえで以下の個人に関する情報(以下「個人情報」といいます。)を収集し、利用することに同意するものとします。</p> <p>(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>企業名</th> <th>利用目的</th> <th>利用情報</th> <th>連絡先等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(共同して利用する者の範囲) 当社のホームページで公表しているYMFGグループ</td> <td>⑨各種リスクの把握及び管理等、YMFGグループとしての経営管理及び各種リスク管理の適切な遂行のため</td> <td>viii) ix) x) xi)</td> <td>http:// www. withcard. co.jp/</td> </tr> <tr> <td>(※)</td> <td>⑩YMFGグループが提供する高品質な各種金融商品やサービスの企画・開発のため</td> <td>viii) ix) x) xi)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>⑪YMFGグループの各種金融商品やサービ</td> <td>viii) ix) x) xi)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	企業名	利用目的	利用情報	連絡先等	(共同して利用する者の範囲) 当社のホームページで公表しているYMFGグループ	⑨各種リスクの把握及び管理等、YMFGグループとしての経営管理及び各種リスク管理の適切な遂行のため	viii) ix) x) xi)	http:// www. withcard. co.jp/	(※)	⑩YMFGグループが提供する高品質な各種金融商品やサービスの企画・開発のため	viii) ix) x) xi)			⑪YMFGグループの各種金融商品やサービ	viii) ix) x) xi)	
企業名	利用目的	利用情報	連絡先等														
(共同して利用する者の範囲) 当社のホームページで公表しているYMFGグループ	⑨各種リスクの把握及び管理等、YMFGグループとしての経営管理及び各種リスク管理の適切な遂行のため	viii) ix) x) xi)	http:// www. withcard. co.jp/														
(※)	⑩YMFGグループが提供する高品質な各種金融商品やサービスの企画・開発のため	viii) ix) x) xi)															
	⑪YMFGグループの各種金融商品やサービ	viii) ix) x) xi)															

改定前	改定後		
		スに関する個 別のご提案や ご案内のため	
<p>第2条 (個人情報情報機関への登録・利用)</p> <p>4. 提携個人情報情報機関の名称・住所・電話番号は、次の通りです。</p> <p>名称：全国銀行個人情報センター 住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館 電話：03-3214-5020 (ホームページアドレス http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/)</p> <p>名称：株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関) 住所：〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 電話：0570-055-955 (ホームページアドレス http://www.jicc.co.jp/)</p>	<p>(※) 株式会社山口フィナンシャルグループ及び有価証券報告書等に記載されている、同社の連結子会社、及び同社の持分法適用関連会社のうち、個人情報保護法第23条第5項第3号に基づく対外告知を実施済みの会社</p> <p>viii) 本会員及び本会員のご家族等の属性情報 (氏名・住所・業種等)</p> <p>ix) 会員の財務情報 (収入、支出、資産、借入れ状況等)</p> <p>x) 会員の取引の内容に関する情報 (商品・サービスの種類、取引金額、ご契約日等)</p> <p>xi) 会員の取引の管理に必要な情報 (店番・口座番号等の各種管理情報、取引記録、ご融資実施時の査定内容等取引実施に際しての判断に関する情報等)</p> <p>第2条 (個人情報情報機関への登録・利用)</p> <p>4. 提携個人情報情報機関の名称・住所・電話番号は、次の通りです。</p> <p>名称：全国銀行個人情報センター 住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 銀行会館 電話：03-3214-5020 (ホームページアドレス https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/)</p> <p>名称：株式会社日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関) 住所：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 電話：0570-055-955 (ホームページアドレス https://www.jicc.co.jp/)</p>		
<p>第3条 (個人情報の債権譲渡・担保提供に伴う提供)</p> <p>当社が債権譲渡または担保提供をすることに伴い、第1条(1) i～viiの情報を譲受人に提供すること、及び、譲受人においては譲受債権の管理回収にあたってその情報を利用することに会員は予め同意するものとします。尚、譲受人は金融機関・信託会社・機関投資家・特定目的会社・その他これらに類するものに限るものとします。</p>	<p>第3条 (個人情報の債権譲渡・担保提供に伴う提供)</p> <p>当社が債権譲渡または担保提供をすることに伴い、第1条(1) i～vii及び(2) viii～xiの情報を譲受人に提供すること、及び、譲受人においては譲受債権の管理回収にあたってその情報を利用することに会員は予め同意するものとします。尚、譲受人は金融機関・信託会社・機関投資家・特定目的会社・その他これらに類するものに限るものとします。</p>		
<p>第5条 (宣伝印刷物等の送付の営業案内中止の申し出)</p> <p>会員は、当社及び共同利用会社に、第1条(1)②及び⑤に定める宣伝印刷物等の送付の営業案内に対する中止の申し出をすることができます。申し出先は、本規約末尾記</p>	<p>第5条 (宣伝印刷物等の送付の営業案内中止の申し出)</p> <p>会員は、当社及び共同利用会社に、第1条(1)②、⑤及び(2)⑩に定める宣伝印刷物等の送付の営業案内に対する中止の申し出をすることができます。申し出先は、本規</p>		

改定前	改定後
<p>載の【問い合わせ・相談窓口】とします。</p> <p>ただし、基本的なクレジット業務を行うために必要なご案内、ご利用代金請求明細書、クレジットカード、会員誌等に同封されるパンフレット類につきましては送付停止の対象にはなりません。</p>	<p>約末尾記載の【問い合わせ・相談窓口】とします。</p> <p>ただし、基本的なクレジット業務を行うために必要なご案内、ご利用代金請求明細書、クレジットカード、会員誌等に同封されるパンフレット類につきましては送付停止の対象にはなりません。</p>
<p>第8条（本契約が不成立の場合）</p> <p>当社が入会を承認しない場合であっても、入会申し込みをした事実は、第1条、第2条の定めに基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p>	<p>第8条（本契約が不成立の場合及び<u>退会後の個人情報の利用</u>）</p> <p>1. 当社が入会を承認しない場合であっても、入会申し込みをした事実は、第1条、第2条の定めに基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。</p> <p>2. <u>カード会員規約第19条に定める退会の申し出またはカード会員規約第21条に定める会員資格の喪失後も第1条(1)①、④に定める利用目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間、個人情報を保有し利用します。</u></p>

2018年12月1日改定